

カンボジア投資優遇制度の概要

企画調査員(中小企業海外展開支援担当)
カンボジア開発評議会ジャパンデスク 安原
Yasuhara.Hiroto@jica.go.jp

カンボジア開発評議会（CDC）について

= Council of Development for Cambodia

■ 許認可機関

- カンボジアにおける復興・開発と投資活動の監督に対して責任を負う唯一の機関であり、かつワンストップサービスを提供する機関
- 全ての復興・開発及び投資プロジェクト活動に対する評価と意思決定に責任を負う機関

■ 適格投資プロジェクト (QIP: Qualified Investment Projects)

投資許可は投資家または投資企業に対して発給されるのではなく、投資プロジェクトに対して発給される。投資許可を得たプロジェクトは適格投資プロジェクトと呼ばれ、優遇措置が自動的に付与される。

■ 根拠法

- 投資法 (1994年8月公布)
- 改正投資法 (2003年3月公布)
- 改正投資法の施行に関する政令第111/ANK/BK号 (政令第111号)



カンボジアの投資制度

QIP投資優遇措置 (QIP=Qualified Investment Project=適格投資案件)

- 法人税免税(一般企業税率20%): 始動期間+3年間+優先期間 ⇒ 最大9年
 - 始動期間: **FRC(最終登録証)発行日から最初に利益を計上する年、**
または最初に売上を計上してから3年間
 - 優先期間(軽工業の場合):
 - 投資額5百万ドル以下: 0年
 - 投資額5百万ドル超~20百万ドル未満: 1年
 - 投資額20百万ドル超: 2年
- 輸入関税免税(税率: 0%、7%、15%、35%)
 - 輸出加工型QIP: 建設資材、生産設備、原材料の輸入関税免税
 - 国内指向型QIP: 建設資材、生産設備の輸入関税免税
- 付加価値税(VAT)免税(税率10%)
 - 輸出加工型QIP: 輸入時支払い、輸出時還付
 - ※経済特区入居企業は業種問わず輸入時にVAT免税、縫製業、製靴業は経済特区外であっても輸入時にVAT免税。
 - ※国内調達に掛かるVATについては取引時はVATを支払、還付手続を経て免税

製造業へのVAT課税について

 ...SEZ内外の違い

	SEZ内企業		SEZ外企業(縫製・製靴以外)		SEZ外企業(縫製・製靴)	
	輸出加工型 QIP	国内市場型 QIP	輸出加工型 QIP	国内市場型 QIP	輸出加工型 QIP	国内市場型 QIP
輸入建設資材	免税	免税	輸入時課税 輸出時還付※	課税	免税	免税
輸入生産設備	免税	免税	輸入時課税 輸出時還付※	課税	免税	免税
輸入原材料	免税	課税	輸入時課税 輸出時還付※	課税	免税	課税
SEZ内裾野企業からの 国内調達 (同SEZ内)	免税	課税	—	—	—	—
SEZ内裾野企業からの 国内調達 (別SEZ)	免税	課税	免税	課税	免税	課税
SEZ外裾野企業からの 国内調達	免税	課税	免税	課税	免税	課税

※ SEZ外企業(縫製・製靴以外)においても100%輸出加工型の場合、VATの輸入時免税が実現できている実例があり。(原則不可)

※ 土地長期リース契約はサービスの提供と位置付けられ、VAT対象とされており、制度上は還付手続き対象となっているが、SEZとの土地長期リース契約(輸出加工型)については 還付ではなく最初から免税措置であるべきとの主張により、いくつかのSEZが政府と交渉中

経済特区におけるワンストップサービス

省庁名	提供されるサービス
カンボジア開発評議会 (CDC)	SEZの各種手続きサービス提供の統括・調整
商業省	最終輸出品の原産地証明の発行
関税消費総局	通関手続き支援
カムコントロール	経済特別区への出入り貨物の検査
労働・職業訓練省	労使間の問題に対する対応
州政府	安全管理

QIP優遇措置適格条件（QIPの要件）

業種	要件 (法定資本金)	要件 (その他)	適用される産業
製造業	USD100,000以上		裾野産業で、その全製品(100%)が輸出産業に供給されているもの
	USD200,000以上		動物飼料の製造
	USD300,000以上		皮革・その他関連製品の製造
			各種金属製品製造
			電気・電気器具製品、家電製品、事務用品の製造
USD500,000以上		玩具、スポーツ用品の製造	
		自動車(二輪含む)、自動車部品の製造	
		セラミックス製品、陶磁器の製造	
		食品、飲料の生産	
		繊維工業用製品の製造	
		衣類品、縫製、製靴、帽子の製造	
		天然木を使用している家具および備品(※森林伐採防止目的のため、要詳細確認)	
		紙および紙製品の製造	
		ゴム製品、プラスチック製品の製造	
		上水道の供給	
US\$1,000,000以上		伝統的医薬品の製造	
		輸出用水産物の冷凍および加工	
		輸出用の各種穀物および作物の加工	
		食品加工	
		化学薬品、近代的医薬品、セメント、農業用肥料、化学石油製品の製造	
医療	US\$1,000,000以上	50ベッド以上	近代的設備、研究室、外科手術室、X線室、救急救命室、薬局、エレベーター(3階建まで)があり、救急車、死体安置所のある総合診療所
農業	-	1,000ha以上	水田農業
		500ha以上	換金作物
		50ha以上	野菜

QIP優遇措置適格条件（QIPの要件）

業種	要件 (法定資本金)	要件 (その他)	適用される産業
家畜	-	1,000頭以上	家畜飼育
		乳牛100頭以上	酪農場
		10,000羽以上	養鶏場
不動産	US\$1,000,000以上	1,000ha以上	自然観光事業及び自然観光事業地の建設
	US\$2,000,000以上	面積10,000m ² 以上, 十分な駐車場	近代的市場、商業センター
	US\$4,000,000以上		産業、農業、観光、インフラ、環境、工業技術、科学その他のサービスに有用な技術開発、技術もしくはポリテクノロジーの為の訓練を提供する訓練・教育機関
	US\$8,000,000以上		国際会議場(国際貿易博覧会センター)
	-	3ツ星以上 50ha以上 最少長10ha以上	ホテル 複合リゾート(ホテル・テーマパーク・スポーツ施設・動物園を含む) 100室以上の客室のホテルまたは30室以上の宿および観光者向け地所(リゾート)を有する複合センター
植林	-	1,000ha以上	植林
植樹	-	200ha以上	植樹
野生動物農場	-	100頭以上	野生哺乳類飼育
		500羽以上	野鳥飼育
		1,000匹以上	野生爬虫類飼育
鉱業	※関税免除対象だが利益税免除の対象外		ガソリン、石油及びあらゆる種類の鉱業(ガソリンおよび石油事業のための補給基地を含む)の探査
通信	※関税免除対象だが利益税免除の対象外		電気通信基本サービス

優遇措置非適格の投資行為

- 各種の商業的活動、輸入、輸出、卸売、小売（関税非課税店舗含）
- レストラン、カラオケ店、バー、ナイトクラブ、マッサージパーラー、またはフィットネスクラブ
- 水路、道路、航空機による輸送サービス。ただし、鉄道分野への投資を除く。
- 観光サービス（旅行代理店、観光情報および観光広告）
- カジノおよび賭博事業
- 銀行、金融機関、保険会社および各種金融仲介業を含む通貨および金融サービス
- 新聞・ラジオ、テレビ、雑誌、映画、ビデオ製造・複製、劇場、スタジオなどの報道・放送ビジネス
- 専門的サービス
- 向精神薬および麻薬物質の生産・加工
- 森林法により禁じられている森林開発事業
- 原材料として国内の供給が法的に認められた自然林の木材を使用した木製品の製造および加工
- 国際規則または世界保健機関により禁じられた有害性化学物質、農薬・農業用殺虫剤、および化学物質を使用したその他の商品で、公衆衛生および環境に影響を及ぼすものの製造
- 外国から輸入し廃棄物を使用した電力の加工および発電
- 種の多様性、人の健康および環境に危険を及ぼす遺伝子組み換え生物
- タバコ製品の製造
- 駐車場
- 倉庫業

カンボジアの投資制度 投資申請フロー

申請者の手続の流れ

カンボジアへの投資決定
土地長期リース or レンタル工場賃貸借契約

① CDCへ【必要書類1】の提出

経済特区

経済特区外

カンボジア経済特区
委員会 (CSEZB)

カンボジア投資
委員会 (CIB)

3~10日
(営業日)

(ステップ2)

② CDCよりクメール語の書類を受領

③ CDCへQIP申請を行う
【必要書類2】の提出

3~10日 (営業日)

(ステップ3)

④ CDCより条件付登録証明書 (CRC) 受領

⑤ 【必要書類3】の提出

28日 (営業日)

⑥ CDCより最終登録証明書 (FRC) 受領

操業開始

QIP不適格
案件

QIP申請の場合、CDC
が以下登録を代行

商業省 (MOC)

会社登録証

租税総局 (GDT)

税務登録証
(パテントタックス)

VAT番号登録証

【必要書類1】

- 土地長期リース契約書 (本紙1部)^{*1}
(土地の場所を示す地図・工場レイアウト図添付)
- QIP申請書 (英語)
- 生産ライン図 (EIA不要を確認する目的)
- 親会社登記簿 (翻訳証明書付)
- 親会社社会定款 (翻訳証明書付)^{*2}
- 現地法人役員パスポートコピーと写真 (4x6 10枚)^{*3}
- 現地法人役員任命状^{*4}
- 無犯罪証明書^{*5}

【必要書類2】

- QIP申請書 現地法人代表者サイン
- 事業計画書 現地法人代表者サイン
- 会社定款 全頁に現地法人役員全員のサイン
- QIP申請手数料の支払い
- CDCによる投資サイトの確認^{*6}

【必要書類3】

- VAT番号登録申請書 (署名のみ・CDCが作成代行)
- 銀行残高証明書 (法定資本金の25%)^{*7}の提出

操業に必要な手続 ※企業での個別対応

- 輸入関税免税申請 (マスターリスト) at 関税総局
- 工場操業証明書 at 工業・手工芸省
- 環境保護宣言書 at 環境省
- 長期土地リース証明書 at 土地管理都市計画建設省
- 建設許可証 at 土地管理都市計画建設省

*1 SEZ外の場合、土地登記簿・土地所有者ID別途必要 *4 本社代表者による任命

*2,6 経済特区外の場合は不要

*3 パスポートコピーはサイン入り

*5 経済特区外かつ、投資当事者が会社の場合には不要

*7 現地法人設立前の銀行口座開設はCRC・会社定款のコピー提出が必要

カンボジアの投資制度 会社定款変更フロー (QIP)

【必要な提出書類1】

- ① 会社定款変更依頼レター(3種類:10部)^{*1}
- ② FORM B1,2,3(CDC経由で商業省)^{*2}
- ③ 親会社取締役会議事録(翻訳証明書付)
- ④ FRCコピー
- ⑤ 会社登録証(オリジナル)
- ⑥ 会社登録承認レター(会社登録証とセット)
- ⑦ 税務登録証(オリジナル)
- ⑧ VAT番号登録証(オリジナル)
- ⑨ 会社定款(オリジナル)

【必要な提出書類2】

- 新会社定款^{*3}
- 変更手数料の支払い

^{*1,*2}: 全ページにサイン権を持つ現地法人役員のサインと会社スタンプが必要

^{*3} 全ページに現地法人役員全員のサインが必要

